



## 学校における働き方改革は、

- ① どこを目指すのか？
- ② なぜ、推進するのか？
- ③ どのように、推進するのか？

3 どのように、推進するのか？

全体版

沖縄県公立学校における働き方改革推進計画

みんなの学校!ピースフル・プラン

～ 子供たちの未来を創る持続可能な学校を目指して ～

集中取組期間：令和6～8年度



令和6（2024）年3月

 沖縄県教育委員会

「みんなの学校!ピースフル・プラン」リーフレット版

これから3年間!  
新しいプランで進めよう!!



みんなの学校!  
みんなが進める!  
学校における  
働き方改革

「学校における働き方改革」の目指すべき方向性  
教職員これまでの働き方を見直し、長時間勤務の改善を図ることによって教職員の健康を守ることとはもとより、日々の生活の質や教職員の人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることです。

令和6(2024)年3月  
沖縄県教育委員会

みんなの学校!ピースフル・プラン（全体版）はこちら  
<https://www.pref.okinawa.jp/kyokiku/qdu/1008490/1008491/1008508/1004388/1027590.html>



 ～「学校における働き方改革」の取組目標～

『私たちのピース・リスト 2023』

ここに示した一つ一つの取組目標は、私たちの描く「学校における働き方改革」の“ワン・ピース”（一部分・一欠片）ではありません。

児童生徒の成長や発達を支援する教職員が“働きやすさ”“働きがい”“心身の健康”を十分に実感できる学校（職場）づくりに向けて、関係者一人一人がこれらを自分事として受け止め、その役割と責任の下、各々の取組を着実に進めることで「学校における働き方改革」は描かれていきます。

各市町村や各学校でもそれぞれの“ワン・ピース”を集めて、関係者で共有し、それぞれが目指す「学校における働き方改革」を描いていきましょう！

令和6(2024)年3月

 沖縄県教育委員会

## ◆ 子どもたちへの”よりよい教育”を行うためには？

### 「学校における働き方改革」の目指すべき方向性

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の改善を図ることで教職員の健康を守るとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、**子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること**です。



## 目的

POLICY

教職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、**「子供たちへのより良い教育」**を行っていくことができる教育環境を整える。▶ **児童生徒と教職員のウェルビーイングの向上**

### 目的の5つのポイント

- |                 |         |            |
|-----------------|---------|------------|
| ①良好な人間関係の構築     | ②心身の健康  | ③本来の職務への専念 |
| ④児童生徒と共にした学びと成長 | ⑤専門性の発揮 |            |

教職員  
重要な  
教育環境

3 どのように、推進するのか？

● 教育環境を整えるには？

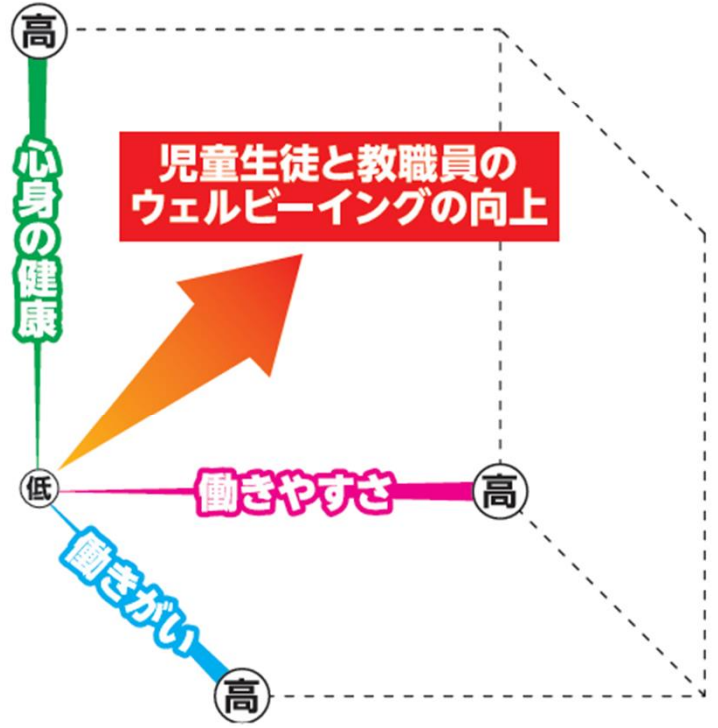
目 標

目的実現のための「3軸・6視点」の実感の向上

教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できる環境整備

| 3軸  | 働きやすさ              | 働きがい              | 心身の健康                  |
|-----|--------------------|-------------------|------------------------|
| 6視点 | 同僚・管理職との良好な人間関係の構築 | 児童生徒・保護者との信頼関係の構築 | 心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成 |
|     | 個人の裁量(ゆとり)ある時間の確保  | 資質能力の向上や専門性の発揮    | 長時間勤務の改善               |

働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組



最重要課題

## ● 「3軸・6視点」の実感を向上させるためには？

「時間と機会の創出」が必要

教職員が「働きやすさ」「働きがい」「心身の健康」を十分に実感できるためには、  
“時間と機会を創出する”ことが必要である。

“時間と機会を創出する”ための柱

- ✓ 人材の確保
- ✓ 教育DXの推進
- ✓ 業務の役割分担・適正化



～「学校における働き方改革」の取組目標～

### 『私たちのピース・リスト 2023』

ここに示した一つ一つの取組目標は、私たちの描く「学校における働き方改革」の  
“ワン・ピース”（一部分・一欠片）でしかありません。

児童生徒の成長や発達を支援する教職員が“働きやすさ”“働きがい”“心身の健康”を十分に実感できる学校（職場）づくりに向けて、関係者一人一人がこれらを自分事として受け止め、その役割と責任の下、各々の取組を着実に進めることで「学校における働き方改革」は描かれていきます。

各市町村や各学校でもそれぞれの“ワン・ピース”を集めて、関係者で共有し、それぞれが目指す「学校における働き方改革」を描いていきましょう！

令和 6(2024)年3月

 沖縄県教育委員会

 『私たちのピース・リスト 2023』を自分事として取り組む

3 どのように、推進するのか？

◆『私たちのピース・リスト2023』の構成

アンケート結果等を反映

【取組主体】 その他（関連団体等）  
保護者・地域の連携が必要な内容です

目標期間（短期・中期・長期）を  
○で示しています。

| No.            | 取組事項                                           | 設定の理由<br>(必要性や課題等)                                                    | 改善等に向けた<br>アプローチ例                                                                                     | 取組主体<br>◎:中心的役割<br>県教委:県教育委員会<br>市町村教委:市町村教育委員会<br>その他:PTA等関係団体 | 目標期間        |             |              | 「3分類」に基づく<br>14項目との関連 |
|----------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------|-------------|--------------|-----------------------|
|                |                                                |                                                                       |                                                                                                       |                                                                 | 短期<br>(～R6) | 中期<br>(～R8) | 長期<br>(R9以降) |                       |
| 3. 業務の役割分担・適正化 |                                                |                                                                       |                                                                                                       |                                                                 |             |             |              |                       |
| 31             | 校長会・教頭会・PTA等関係団体との学校における働き方改革の推進に関する意見交換等の場の設定 | ・学校における働き方改革に関する理解醸成と情報共有を図るため、校長会・教頭会・PTA等関係団体と県教育委員会との連携を強化する必要がある。 | 【県教委】<br>✓会議等の設定に向けた各関係団体等との連絡・調整<br>✓適切な情報提供・交換                                                      | ◎県教委<br>◎その他                                                    | ○           |             |              |                       |
| 33             | 外部団体主催の検定試験の実施方法等の見直し                          | ・教育課程外の検定試験実施に係る教職員の負担削減・軽減を図る必要がある。                                  | 【県教委・市町村教委】<br>✓複数校による共同実施の検討<br><br>【学校・その他】<br>✓学校外での受験会場の活用<br>✓検定試験監督のボランティアを募るなど教職員以外による実施・運営の検討 | ◎県教委 ◎市町村教委<br>◎学校 ◎その他                                         | ○           |             |              | ④地域ボランティアとの連絡調整       |
| 34             | 小動物の世話や散水等の見直し                                 | ・小動物の世話や散水等にかかる学校の負担軽減を図る必要がある。                                       | 【市町村教委・学校】<br>✓管理方法等の見直し<br><br>【学校・その他】<br>✓保護者や地域ボランティア等が協力できる仕組みづくりの検討                             | ◎学校 ◎市町村教委<br>◎その他                                              |             | ○           |              | ④地域ボランティアとの連絡調整       |

全50項目の取組事項（No1～50）

具体的実践等を記載しています。

### 3 どのように、推進するのか？

## ◆『私たちのピース・リスト2023』の構成

|    |                                             |                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                 |  |  |  |   |                                                                                                                                                                                    |
|----|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--|--|--|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 38 | コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)設置と地域学校協働活動との一体的推進の検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクール設置により、保護者や地域住民等の理解・協力による学校を核とした地域づくりを推進する必要がある。</li> <li>・学校を核とした地域づくりを推進することにより、学校における働き方改革も進めることができる。</li> </ul> | <p>【県教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓地域学校協働活動未実施市町村への取組促進に向けた支援</li> <li>✓県立学校におけるコミュニティ・スクール設置に向けた取組推進の検討(モデル校を設定し、効果検証を行うなど)</li> <li>✓市町村教委に対する好事例の横展開</li> </ul> <p>【市町村教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓地域学校協働活動拡充の検討</li> <li>✓コミュニティ・スクール設置に向けた取組推進の検討(モデル校を設定し、効果検証を行うなど)</li> </ul> | <p>◎県教委 ◎市町村教委<br/>・学校 ・その他</p> |  |  |  | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>①登下校に関する対応</li> <li>②見回り・補導対応</li> <li>④地域ボランティアとの連絡調整</li> <li>⑥休み時間における対応</li> <li>⑦校内清掃</li> <li>⑨給食時の対応</li> <li>⑫学校行事の準備・運営</li> </ul> |
| 43 | 学校におけるPTA活動の内容や役割分担等の見直し                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外におけるPTA活動等における教職員の負担を軽減する必要がある。</li> </ul>                                                                               | <p>【学校・その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓PTA役員会等で取組事項の検討等を議題化</li> <li>✓休日における活動の廃止・削減</li> <li>✓勤務時間外の会議等の廃止・削減</li> <li>✓役員選出方法等の見直し</li> <li>✓オンライン会議の活用</li> </ul>                                                                                                                                       | <p>◎学校 ◎その他</p>                 |  |  |  | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>④地域ボランティアとの連絡調整</li> </ul>                                                                                                                  |
| 44 | 保護者、地域、首長部局等との連携協働体制の構築                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における働き方改革の取組の推進に向け、保護者や地域の理解促進と学校への支援が必要である。</li> </ul>                                                                     | <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓学校運営協議会、学校評議員会、PTA会議等で働き方改革推進に関する取組内容の議題化、共通理解・連携協働</li> </ul> <p>【県教委・市町村教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓総合教育会議等で働き方改革推進に関する取組内容の議題化、共通理解・連携協働</li> <li>✓管理職や教職員を対象とした研修会の開催</li> </ul>                                                                | <p>◎県教委 ◎市町村教委<br/>◎学校 ・その他</p> |  |  |  | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>①登下校に関する対応</li> <li>②見回り・補導対応</li> <li>③学校徴収金の徴収、管理</li> <li>④地域ボランティアとの連絡調整</li> <li>⑫学校行事の準備・運営</li> </ul>                                |
| 45 | 市町村立小中学校における登下校に関する対応等の見直し                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外への対応であり、教職員の負担軽減を図る必要がある。</li> </ul>                                                                                     | <p>【学校・その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓正門・玄関開錠時刻の見直し(保護者や地域住民の理解を得つつ、開門は登校時間の直前とするなど)</li> <li>✓市町村立小中学校における朝の活動の見直し</li> <li>✓交通整理の人員配置の検討</li> <li>✓学校運営協議会等での協議等を踏まえた、地域学校協働活動の一環として、登下校の交通安全見守り等、人員配置の検討・実施</li> </ul> <p>【市町村教委】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓開錠時刻・施錠時刻の統一</li> </ul>  | <p>◎学校 ◎市町村教委<br/>◎その他</p>      |  |  |  | ○ | <ul style="list-style-type: none"> <li>①登下校に関する対応</li> <li>④地域ボランティアとの連絡調整</li> </ul>                                                                                              |

## 「子供たちに対してより良い教育」を行うために・・・

### 保護者・地域の皆様へ

#### 学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です！

- 子供たちが未来を切り拓いていくためには、学校・家庭・地域が連携・協働し一体となって、学校における働き方改革を推進し、子供たちへのより良い教育が行える環境を整備することが重要です。
- 学校における働き方改革が実現することにより、「学校が人をつくり、人が地域をつくり、地域が学校をつくる」という循環（サイクル）の中で、質の高い学校教育が行われ、沖縄の未来である子供たちが地域の担い手となり、沖縄らしい優しい社会の実現につながります。

学校における働き方改革の実現による沖縄県の未来像

#### 学校における働き方改革の目的：子供たちへのより良い教育を行う



誰一人取り残さない社会  
持続可能な沖縄の発展



学校・家庭・地域  
が一体となった  
取組が必要

「子供たちに対してより良い教育」を行うために・・・

○ 保護者や地域の皆様には、『私たちのピース・リスト2023』及び文部科学省から示されている「学校・教師が担う業務に係る3分類」を基に、学校・家庭・地域の連携分担を進めるなど、教育環境の整備に向けた様々な取組へのご理解とご支援を宜しく願います。

■ 文部科学省から示されている「学校・教師が担う業務に係る3分類」

| 基本的には学校以外が担うべき業務                                                                                                                                                                       | 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務                                                                                                                                                                             | 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>①登下校に関する対応</div> <div>②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応</div> <div>③学校徴収金の徴収・管理</div> <div>④地域ボランティアとの連絡調整</div> <div>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき</div> | <div>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</div> <div>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</div> <div>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</div> <div>⑧部活動（部活動指導員等）</div> <div>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態</div> | <div>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</div> <div>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</div> <div>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</div> <div>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</div> <div>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</div> <div>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</div> |

※【概要】学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（平成31年3月18日）より抜粋

### ③ どのように、推進するのか？

「子供たちに対してより良い教育」を行うために・・・

👉 学校・家庭・地域が一体となった取組が必要

● 『基本的には学校以外が担うべき業務』  
を進めるための対応策として…

例えば、

- ① 登下校に関する対応  
→ 地域ボランティアの協力
- ② 学校徴収金の徴収・管理  
→ 教育DXの推進（口座振替の推進など）
- ③ 放課後から夜間などにおける見回り、  
児童生徒が補導された時の対応  
→ 保護者や地域への理解醸成



登下校の安全見守り（沖縄市）

「子供たちに対してより良い教育」を行うために・・・

👉 学校・家庭・地域が一体となった取組が必要

## ■ 『学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務』 を進めるための対応策として…

例えば、

### ⑤ 調査・統計等への回答等

→ 依頼調査の精選、Web回答

### ⑥ 児童生徒の休み時間における対応

→ 地域ボランティアの協力

### ⑦ 校内清掃

→ 隔日清掃・ノー清掃デーの実施

### ⑧ 部活動

→ **部活動指導員**の配置・外部指導者等の協力



昼休みの児童生徒の見守り



市内出身の陸上選手による  
陸上教室（南城市）

## ◎ 部活動指導員とは



男子ソフトテニス部



ダンス部



女子バドミントン部

**部活動指導員**（平成29年度に学校教育法施行規則により設置）

スポーツ、文化、科学等に関する部活動において、  
校長の監督の下に技術的な指導に従事する職員

 中学校は119名配置、高校は40名配置（令和6年8月末時点）

### ③ どのように、推進するのか？

「子供たちに対してより良い教育」を行うために・・・

👉 学校・家庭・地域が一体となった取組が必要

▶ 『教師の業務だが、負担軽減が可能な業務』  
を進めるための対応策として…

例えば、

- ⑨ 給食時の対応
- ⑩ 授業準備
- ⑪ 学習評価や成績処理
- ⑫ 学校行事の準備・運営
- ⑬ 進路指導
- ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

→ 教員業務支援員の配置・地域ボランティア等の協力



プール授業見守（沖縄市）



ミシン指導（豊見城市）



遠足の見守り（中城村）

## ◎ 教員業務支援員とは



授業準備の様子（浦添市）

## 教員業務支援員

（令和3年度に学校教育法施行規則により設置）

教員の業務の円滑な実施に必要な  
支援に従事する職員

👉 県立学校：60校配置（令和6年12月末時点）

市町村立学校： 2 2 8 校分

（令和6年12月末時点）

※ 2 5 市町村教育委員会へ費用補助

これまで先生が  
やっていた仕事を  
誰がやるの？

急に学校の経営方針が  
変わって困ります！

学校と家庭、地域間での  
相互理解不足？  
(何のための働き方改革？)

「働き方改革だから」ということで  
行事が減るのはどうなんだろう？

### 3 どのように、推進するのか？

「子供たちに対してより良い教育」を行うために・・・



- 学校における働き方改革には特効薬はなく、「各々がその役割と責任に基づいて自分事として取り組む」「できることから直ちにに取り組む」という姿勢が重要となります。
- 学校・家庭・地域が、部活動や地域行事等の様々な活動における連携分担について対話を積み重ね、その連携分担の必要性等を理解した上で、連携・協働することが大切です。
- 子供たちのためにも、高度専門職である教師が、本来業務に専念できる環境の整備が必要です。教職員が忙しすぎることは、子供たちのためになりません。
- 保護者や地域の皆様には、『私たちのピース・リスト2023』などを基に、学校・家庭・地域の連携分担を進めるなど、教育環境の整備に向けた様々な取組へのご理解とご支援を宜しくお願いします。

対話の積み重ね  
が大切

### ◆ 学校・家庭・地域との 連携・協働の在り方について

学校・家庭・地域が、  
部活動や地域行事等の  
様々な活動における  
連携分担について  
**対話を積み重ね、  
その連携分担の  
必要性を理解した上で、  
連携・協働すること  
が大切です。**



◆ 学校・家庭・地域が一体  
となって推進するために

対話の場を  
設定しよう！

対話（聴く、訊く、聞く、等々）

- ✓ 目指す児童・生徒像の共有
- ✓ 連携・協働体制の構築

### ③ どのように、推進するのか？

対話の場：学校運営協議会（学校評議員会）、PTA運営員会 等々を通して

## ★ 社会全体の意識改革、理解醸成が必要

対話  
しよう！

例えば ▶ 地域学校協働本部・コミュニティ・スクールの推進  
▶ 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行

 「私たちのピース・リスト2023」の活用

## 保護者や地域社会が担うことができる業務の連携・協働

- 【例】
- 登下校に関する対応
  - 部活動の対応
  - 放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応等々・・・
  - 地域ボランティアの連絡調整
  - 地域行事等の参加の対応

「子供たちに対してより良い教育」を行うために・・・

◆ 学校における働き方改革に、特効薬はない。

 やれそうなことからやる！  
(解決に時間を要する取組も進めながら・・・)

◆ 学校だけ、教育委員会だけで完結するものではない。

 自分事としてやる！  
(それぞれの立場で各々の役割・責任にもとづいて)

◆ それぞれの立場や各々の役割・責任もとづいて

「やれそうなことからやる！」 「自分事としてやる！」

👉 “学校が人を創り、人が地域を創り、地域が学校を創る”

..... 学校における働き方改革の実現による沖縄県の未来像 .....

学校における働き方改革の目的：子供たちへのより良い教育を行う



誰一人取り残さない社会  
持続可能な沖縄の発展





### 「学校における働き方改革」の目指すべき方向性

教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の改善を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることです。



学校・家庭・地域が一体となって  
学校における働き方改革の推進を  
よろしくお願いします！  
ご清聴ありがとうございました。

### 働き方改革推進課（資料）

◆みんなの学校！  
ピースフル・プラン  
（全体版）  
（動画 17分42秒）



[https://www.youtube.com/watch?v=E\\_-ceZCVCQo](https://www.youtube.com/watch?v=E_-ceZCVCQo)

◆私たちのピース・  
リスト2023  
（動画 7分29秒）



<https://www.youtube.com/watch?v=jPvYPNsJrcl>

● 働き方改革推進計画（令和6～8年度版）  
『私たちのピース・リスト2023』



<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008490/1008491/1008508/1024388/1027590.html>